

浦安都市計画地区計画の決定（浦安市決定）

都市計画パークシティ舞浜地区地区計画を次のとおり決定する

平成20年5月16日浦安市告示第63号

名 称	パークシティ舞浜地区地区計画	
位 置	浦安市舞浜二丁目	
面 積	約9.8ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、JR京葉線舞浜駅の北口に位置し、宅地開発事業により、必要な道路、公園等の都市施設が整備され、現に良好な住環境を有する住宅地が形成されている。</p> <p>今後とも良好な住環境の維持、保全を図ることを目標とし、魅力ある住宅地としてのまちづくりを図る。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区は、専用住宅を主とした土地利用が形成されており、今後とも良好な住環境の維持、保全を図るとともに、日用品の販売を主たる目的とする店舗等の利便性も考慮した一般住宅地とする。</p>
	地区施設の整備方針	<p>地区内区画道路及び公園については、既に宅地開発事業により整備済みであり、今後ともこれらの地区施設の機能の維持、保全を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物の用途の制限、建築物の敷地の面積の最低限度を図ることにより、良好な住環境の形成とその維持、保全を図る。</p>

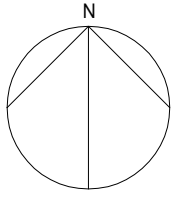
地区整備計画	建築物に関する事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅のうち3戸以上の長屋 ・ 共同住宅 ・ 寄宿舍又は下宿
		建築物の敷地の面積の最低限度	160平方メートル。ただし、現時点（地区計画施行日）に160平方メートル未満の場合、現時点の敷地面積を最低限度とする。 また、公益上必要な建築物は、この限りではない。

「区域は計画図表示のとおり。」

理由

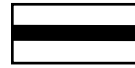
本地区を、今後とも良好な住環境の維持、保全を図るとともに、日用品の販売を主たる目的とする店舗等の利便性も考慮した地区計画を決定する。

パークシティ舞浜地区地区計画

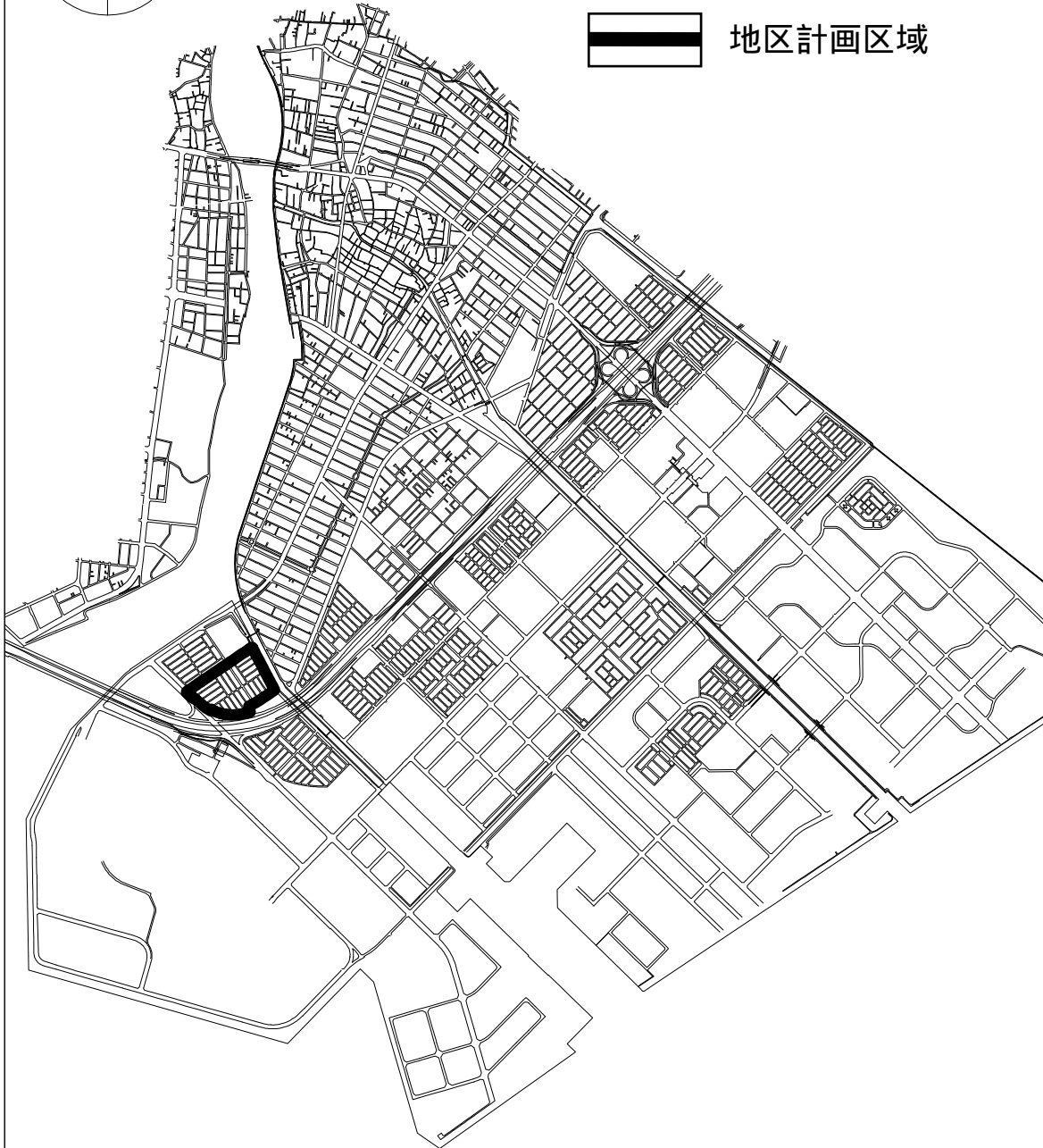


位置図

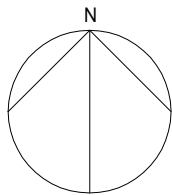
凡例



地区計画区域

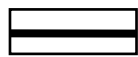


パークシティ舞浜地区地区計画



地区計画区域図

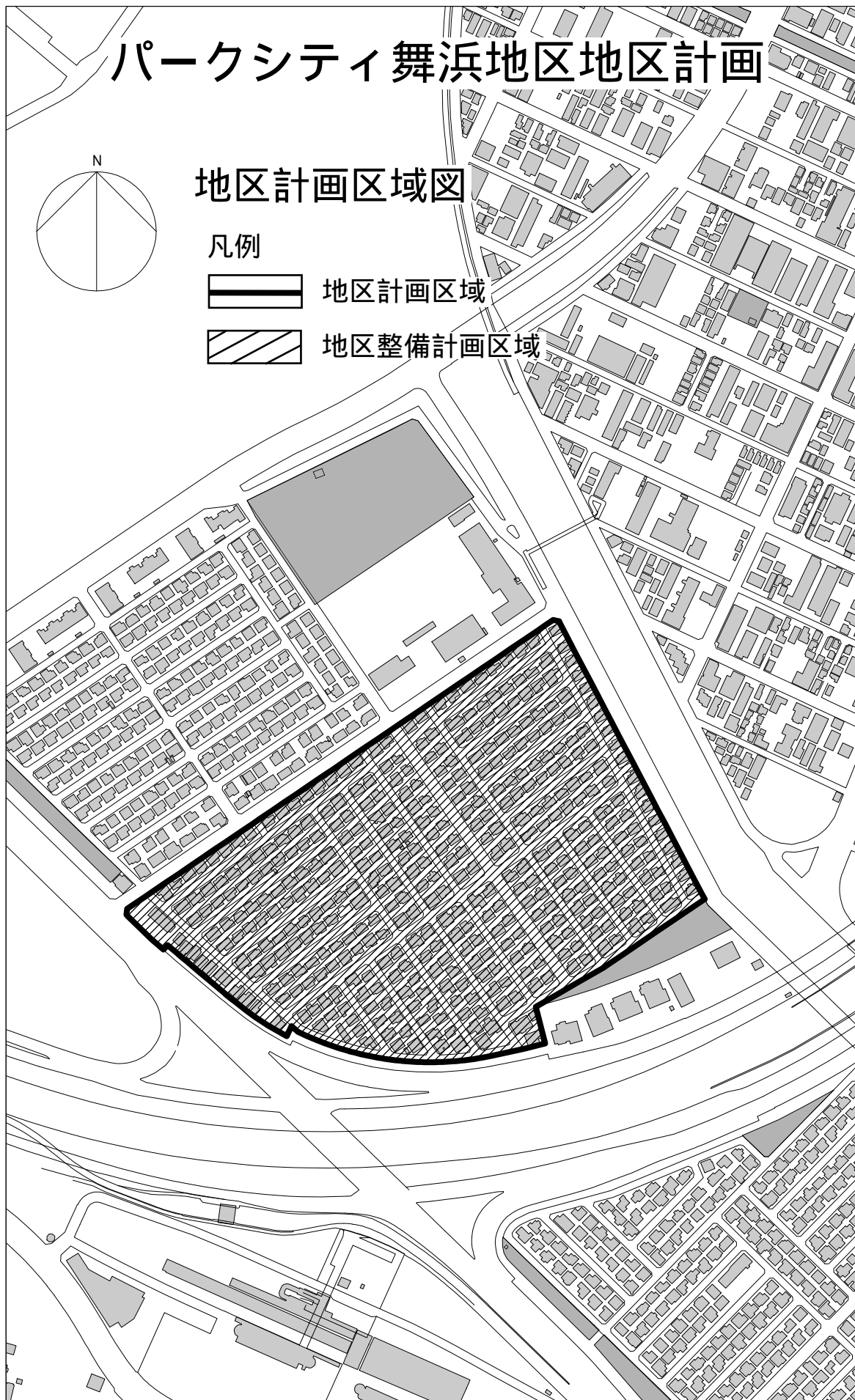
凡例



地区計画区域



地区整備計画区域



0 50 100 200 300 400 500m

1:5000